

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：自然環境局

施策名：（施策5）生物多様性の保全と自然との共生の推進

施策体系：（目標5-1）基盤的施策の実施及び国際的取組

評価結果の概要

【達成の状況】

- 第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月閣議決定）に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価のとりまとめに向けた検討を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。また、生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を平成22年3月に閣議決定した。
- 平成22年10月の愛知県名古屋市での生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催に向けた情報収集や、他国への働きかけ等の取組を推進し、COP10で議論される次期世界目標に対する日本提案をとりまとめ生物多様性条約事務局に提出するなど、主要な議論をリードした。

【必要性】

- 生物多様性基本法の目的に掲げられた、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図るために、第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略2010に基づき、着実な成果をあげていくことが必要である。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用は人類共通の課題であり、世界的に生物多様性の喪失が進行していることから、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的連携の強化を図るとともに、COP10議長国として、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを発揮していく必要がある。

【有効性】

- 自然環境保全基礎調査において植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データを着実に蓄積することにより、またモニタリングサイト1000において高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングすることにより、生物多様性の保全に関する施策の実施に寄与できた。
- 生物多様性総合評価を行うために環境省が設置した生物多様性総合評価検討委員会において平成21年度に3回の検討会が行われ、過去50年の我が国の生物多様性の状況について明らかにされることで生物多様性の現状に関する理解の促進に貢献した。
- サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。平成21年1月30日・31日には、東アジア及びオーストラリア各国の渡り鳥の有識者による専門家会合及び国際シンポジウムを福岡県において開催した。本会合及びシンポジウムではガンカモ類及びシギ・チドリ類の現在の生息状況を共有し、より精度の高いデータ収集と情報共有化に向けた課題を抽出して、その解決に向けたアジア地域における国際連携のあり方を探ることができた。
- ICRI 東アジア地域会合を開催（平成21年12月：ベトナム）し、東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略の策定に向けた議論を行うなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。
- SATOYAMA イニシアティブ準備会合を開催（平成21年7月：東京、10月：マレーシア・ペナン、平成22年1月：パリ）し、世界各国における二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組とCOP10に向けたSATOYAMA イニシアティブの展開方策について、情報交換と議論を行い、平成22年5月に開催される生物多様性条約科学技術助言補助機関会合に提出する「SATOYAMA イニシアティブに関するパリ宣言」として取りまとめることが出来た。
- 平成22年2月に、カルタヘナ議定書に基づく「責任と救済に関する共同議長フレンズ会合」（マレーシア）及び「バイオセーフティに関する教育及び研修についての学術機関等国際会合」（つくば）の開催支援を行うことにより、これらの会議の成果が提出されるカルタヘナ議定書第5回締約国会議（生物多様性条約第10回締約国会議とあわせて我が国で開催）の成功に向けた貢献を行った。
- 企業等の事業者の民間参画を促進するため、平成21年8月に「生物多様性民間参画ガイドライン」を公表し、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針を示した。

○都道府県及び市町村が生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を定める際に参考となる基本的情報を示した「生物多様性地域戦略策定の手引き」を平成21年9月に作成した。

○多様な主体の生物多様性に配慮した取組に関する紹介及び情報交換の場を提供するため、生物多様性をテーマとした総合展示会を福岡市（平成22年2月）と大阪市（同年3月）において開催し、生物多様性の普及啓発に寄与した（出展数：計223団体、来場者数：計24,889名）。

【効率性】

○第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略2010では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。

【今後の展開】

○生物多様性国家戦略2010に示された各種施策を展開する。特に、我が国の生物多様性の総合評価実施・充実や、国民への普及広報・多様な主体の参画促進の強化等を行う。

○第三次生物多様性国家戦略を踏まえつつ、我が国の自然環境の状況について、より一層充実した情報の整備を図るための取組を推進する。

○COP10の開催に向けた取組を行う。また、COP10で議論される次期世界目標の設定等主要な議題についての議論をリードし、また各国の意見を取りまとめていくため、情報の収集、整備、発信等を行う。さらに、COP10の結果を踏まえた国際的取組を、生物多様性日本基金（仮称）も活用しつつ推進する。

○引き続きICRI東アジア地域会合を開催して東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略を策定するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。

○世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組として「SATOYAMA イニシアティブ」を世界に提案・発信し、広く普及を図っていく。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称及び単位		①(参考) 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数]						
指標年度等		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	1377/ 4342	1505/ 4342	1683/ 4342	1909/ 4342	2158/ 4342	H24年	国土の約6割
目標を設定した根拠等		基準年	H19年度		基準年の値	国土の約35%		
		根拠等	第二次生物多様性国家戦略及び第三次生物多様性国家戦略					